

# 自家発電 Q & A 39

## 建築基準法による自家発電設備の設置等に関する規制<sup>2</sup>

5月号では、建築基準法により「どのような建築物の建築設備等に対して、予備電源の設置が義務づけられているのか。」について紹介しました。

6月号は、建築設備等に応じ、設置できる予備電源の種類及び容量（運転時間）、また、建築基準法上の予備電源の構造基準等の取扱等について解説します。

なお、「自家発電設備」を、建築基準法では「自家用発電装置」と呼称しますが、本稿では一般的に使用され、消防法でも用いられている「自家発電設備」に用語を統一しました。

**Q 1** 消防法では、非常電源を設けることが義務づけられている消防用設備等ごとに、設置できる非常電源の種類と容量（運転時間）が省令（消防法施行規則）により定められています。建築設備等に設置される予備電源についても、同じように建築基準法令により、種類と容量（運転時間）が定められているのでしょうか。

**A 1** 予備電源の種類と容量について、排煙設備、非常用の照明装置、非常用の進入口又は防火区画の防火設備に設置されるものは、各設備等に関する関係告示により、また、非常用の昇降機に設置されるものは、「昇降機技術基準の解説」（監修 国土交通省住宅局建築指導課）により、それぞれ表1のとおり定められています。

**Q 2** 表1では、非常用の照明装置には、予備電源として自家発電設備は適用できないことになっています。

以前、非常用の照明装置でも一般建築物の居室に設けるものは、即時起動性のある「※10秒始動自家発電設備」に限り、予備電源として認められていました。

この取扱いは現在でも有効でしょうか。

※10秒以内に始動する自家発電設備をいう。

**A 2** 「非常用の照明装置の構造方法を定める件」（昭和45年建設省告示第1830号）の改正により、平成12年6月以降は、予備電源とし

て認められなくなりました。

**Q 3** 表1に示す予備電源として「その他これらに類するもの」とは、具体的にはどのようなものが考えられるのでしょうか。

**A 3** 「その他これらに類するもの」とは、停電時に瞬時に切り替わり容量が規定以上を確保できるものとして、交流の「無停電電源装置（UPS）」が該当することとされています。

**Q 4** 非常電源又は予備電源として設置される自家発電設備の構造基準等について、非常電源に係るものは、省令（消防法施行規則第12条（屋内消火栓設備に関する基準の細目））及び告示（消防庁告示第1号（自家発電設備の基準））において、具体的に定められていますが、予備電源に係るものは、同じように建築基準法令により、詳細が定められているのでしょうか。

**A 4** 予備電源として設置される自家発電設備や蓄電池設備の具体的な構造等については、現在のところ国土交通省告示等では基準が定められていません。

そのため、消防法令で規定する非常電源の構造等に関する告示基準（自家発電設備の基準（第1号）、蓄電池設備の基準（第2号））に適合するものが、建築基準法による予備電源の構造基準等を満たすものとして取り扱われています。

# 表1 建築設備等に応じた予備電源の種類と容量

建築設備等		自家発電設備	蓄電池設備	自家発電設備と蓄電池設備	その他これらに類するもの	容量 (分間以上)
非常用の照明装置		—	○	○	○	○30分間
※非常用の進入口		—	○	—	○	
排煙設備	一般	○	○	—	○	
	特殊な構造	○	○	—	○	
	特別避難階段の付室	○	○	—	○	
	非常用エレベーターの乗降ロビー	○	○	—	○	
地下街	非常用の照明設備	○	○	—	○	
	非常用の排水設備	○	○	—	○	
	非常用の排煙設備	○	○	—	○	
防火区画に用いる防火設備		○	○	—	○	
非常用エレベーター		*	—	—	—	* 60分間
エレベーターの安全装置の照明装置(停電灯)		—	*	*	—	* 30分間
エレベーターの地震時等管制運転装置		*	*	*	—	

注1 表1は、「建築設備設計・施工上の運用指針2013（平成25）年版（一般財団法人日本建築設備・昇降機センター）」の抜粋を一部修正したものの。

注2 表中の○印は「告示」、\*印は「昇降機技術基準の解説」による適用を示し、—印は「適用しない」ことを示す。

注3 表の項目の※印は、非常用の進入口又はその近くに掲示する「赤色燈」をいう。